様式第８号（第２条関係）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の遵守に関する調書

|  | 遵守すべき規準 | 対応 |
| --- | --- | --- |
| １ | （履修困難な教科の学習）  園児が心身の状況によって履修することが困難な教科については、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。 |  |
| ２ | （幼保連携型認定こども園の一般原則）  幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。  幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 |  |
| ３ | （幼保連携型認定こども園の職員の知識及び技能の向上等）  幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研さんに励み、認定こども園法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。  幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 |  |
| ４ | （園児を平等に取り扱う原則）  幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 |  |
| ５ | （虐待等の禁止）  幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 |  |
| ６ | （懲戒に係る権限の濫用禁止）  園長は、児童福祉法第47条第３項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 |  |
| ７ | （食事）  幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。（満３歳以上の園児に対する食事の提供について、省令基準第13条において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条の２前段に規定する方法により行う場合を除く。）  　幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。  　食事は、前項の規定のほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。  　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。  　幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 |  |
| ８ | （秘密保持等）  幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。  　幼保連携型認定こども園は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ９ | （苦情への対応）  　幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育（満３歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。  　幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援について、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。  　幼保連携型認定こども園は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第１項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。 |  |
| 10 | （保護者との連絡）  　園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 |  |
| 11 | （他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準）  幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校をいう。）又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第１項に規定する社会福祉施設をいう。）の職員と兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。 |  |
| 12 | （他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準）  　幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備と兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、この限りでない。 |  |
| 13 | （施設及び設備の一般的基準）  幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際の安全が確保されている場所にこれを定めなければならない。  幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。 |  |

（Ａ４）